社会福祉法人　小樽四ツ葉学園

共同生活援助事業所　よつばクローバー　運営規程

（目　的）

第１条

社会福祉法人　小樽四ツ葉学園が設置運営する共同生活援助事業所　よつばクローバー（以下「事業所」という。）が行う指定共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が障がい者に対し、適正な指定共同生活援助事業を提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条

事業所の従業者は、事業を行うに当たって、利用者の可能な限りそのグループホームにおいて、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように支援し、食事等の提供、その他日常生活上の世話、助言を行うことにより、利用者の心身の機能の維持、並びに利用者の意思を十分に生かし得るよう配慮することを目指すものとする。

２　事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の医療機関、保健所、バックアップ施設との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条

事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（１）　名　称　　よつばクローバー

（２）　所在地　　小樽市桜２丁目１５番２６号

（共同生活住居の状況）

第４条

事業所内における共同生活住居は次の通りとする。

（１）	よつばクローバー	小樽市桜２丁目１５番２６号	定員４名
	クローバー１	小樽市桜３丁目１５番２５号	定員４名
	クローバー２	小樽市望洋台２丁目５番９号	定員４名
	クローバー３	小樽市望洋台１丁目１３番９号	定員４名
	クローバー４	小樽市桜３丁目１１番２７号	定員４名

クローバー５	小樽市桜４丁目９番１８号	定員４名
クローバー６	小樽市桜３丁目１１番２６号	定員４名
クローバー７	小樽市桜３丁目１１番２８号	定員４名

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第５条

グループホームに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

（１）　管理者　１名（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

（２）　サービス管理責任者　１名（常勤・専従）

サービス管理責任者は、提供するサービスに関することに従事する。

（３）　世話人　１４名（常勤・兼務２名、非常勤・専従１１名、非常勤・兼務１名）

世話人は食事の提供、日常生活に関わる援助・助言、健康管理等を行う。

（４）　生活支援員　１７名（常勤・専従３名、常勤・兼務２名）

（非常勤・専従１１名、非常勤・兼務１名）

生活支援員は、日常生活の支援計画に基づき、支援の実施に関することに従事する。

（５）　医師（嘱託医）　１名

嘱託医は利用者に対し、定期的及び緊急時における診療、健康管理及び保健衛生支援に従事する。

（主たる対象者）

第６条

事業所が行う指定共同生活援助の主たる対象者は、知的障がい者とする。

（利用定員）

第７条

事業所が行なう共同生活援助事業の利用定員は、32名を限度とする。

（指定事業の提供内容）

第８条

事業の提供内容は、次の通りとする。

（１）　利用者に対して個室の提供

（２）　食事などの日常生活上のお世話及び生活に必要と思われるサービスの提供

（３）　必要な健康管理及び処置

（４）　利用者、家族などの連絡相談に対する助言等の援助

（５）　日常生活場面における相談・助言、余暇活動や地域との交流などの援助

（地域生活支援計画書の作成）

第９条

事業者は、事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等の状況を十分把握し、個別に地域生活支援計画書を作成する。

２　地域生活支援計画書の作成と６カ月毎の見直し及び変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。

３　利用者に対し、地域生活支援を提供するとともに、継続的なサービスを提供し、継続的サービス管理（記録等）と質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

（利用者からの受領する費用の額）

第10条

事業者がサービスを提供した場合の利用料の額は、利用者の障害の程度に応じて厚生労働省が定める区分に従い、市町村長が定める基準により算定した利用者負担額とする。

また、利用者が生活保護受給者あるいは市町村民税非課税世帯の者で、市町村から家賃の一部を特定障害者特別給付費として支給される場合は、その額を控除した額とする。

２　共同生活援助事業において提供される便宜のうち、それに係る費用などの実費として、重要事項説明書で説明された次の金額の支払いを受けるものとする。

・　家　　賃（１カ月）　　18,000円
・　食材料費（１カ月）　　17,000円
・　光熱水費（１カ月）　　10,000円
・　預り金管理サービス（１日）　　50円

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名、捺印）を受け、支払いを受けた場合は、領収書を利用者に交付する。

（共同生活援助利用者についての留意事項）

第11条

20歳以上の知的障がい者であること。

２　共同生活を送ることに支障がない程度に身辺自立ができていること。

３　日常生活を維持するに足りる収入があること。

４　良好な人間関係が保てること。

５　入居を希望する利用者本人と、運営主体の法人との私的契約であること。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

① 虐待防止に関する責任者の選定及び措置

② 成年後見制度の利用支援

③ 苦情解決体制の整備

④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（緊急時等における対応方法）

第13条

共同生活援助の提供中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた場合は、必要に応じて救急対応を行うとともに、速やかに主治医及び家族に連絡をし、適切な処置を執ることとする。

2 世話人等は、前項について、しかるべき処置を執るとともに、速やかに管理者に報告をしなければならない。

（非常災害対策）

第14条

事業所は、火災等の非常災害に備え、日常より防災に配慮するとともに、小樽四ツ葉学園消防防災計画に従い、防災教育及び防災訓練を実施する。

（損害賠償）

第15条

利用者に対する共同生活援助の提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業所）

第16条

事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

（1） 居住支援

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を希望する者が安心して地域で生活できるよう、グループホーム等において居住の場を提供し、

日常生活において必要な援助を行う機能。

（２）　緊急時の受入れ及び対応

共同生活援助等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

（３）　体験の機会・場の提供

医療機関や施設からの退院・退所又は親元からの自立に当たって、障害福祉サービスの利用や一人暮らし体験の機会・場を提供する機能。

（４）　専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。（小樽市障害者基幹相談支援センター等が開催する研修への参加、法人外で開催される研修への参加等）

（５）　地域の体制づくり

小樽市障害者基幹相談支援センターや相談支援事業所、他の障害福祉サービスを行う事業所と連携して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

（その他運営に関する重要事項）

第17条

法人の所有するグループホームを利用する際は、賃貸借契約を結ぶ必要がある。

２　世話人は、法人と労働契約を結んだ私人である。

３　運営主体とバックアップ施設は一体であり、小樽四ツ葉学園が対応する。

４　世話人の資質の向上を図るため、研修の機会を設ける。

５　従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

６　従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため従業者で無くなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

７　事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から５年間保存するものとする。

（１）　共同生活援助計画等

（２）　提供した具体的なサービスの内容等の記録

（３）　市町村への通知に係る記録

（４）　身体拘束等の記録

（５）　苦情内容等の記録

（６）　事故の状況及び事故に際して執った処置についての記録

8　この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人小樽四ツ葉学園と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（雑　則）

第18条

この規程に定めるもののほか、実施に当たっての細部について必要な事項は、法人理事長が別に定める。

（改　正）

第19条

この規程の改正は、法人理事会の議決により行うものとする。

附　則

この規程は、平成１４年１０月　１日より施行する。
この規程は、平成１８年　４月　１日より施行する。
この規程は、平成１８年１０月　１日より施行する。
この規程は、平成２０年　４月　１日より施行する。
この規程は、平成２３年１０月　１日より施行する。
この規程は、平成２４年　２月　１日より施行する。
この規程は、平成２４年１０月　１日より施行する。
この規程は、平成２５年１０月　１日より施行する。
この規程は、平成２７年　４月　１日より施行する。
この規程は、平成２８年　４月　１日より施行する。
この規程は、平成３０年　４月　１日より施行する。
この規程は、平成３１年　４月　１日より施行する。
この規程は、令和　３年１０月　１日より施行する。
この規程は、令和　６年　９月　１日より施行する。